

5年ぶりに  
大改訂

建築士法第27条の2第7項に基づく  
開設者・管理建築士のための  
建築士事務所の管理研修会テキスト

# 建築士事務所の 経営と展望

コロナ禍の影響で社会変化が加速されたこともあり、社会ニーズの変化は大きく、建築設計および工事監理にかかる分野でも大きな状況の変化があります。このような時流に対応すべく、5年ぶりにテキストの内容の大幅な見直しを行いました。開設者や管理建築士のみなさまには、受講の機会を利用して研さんに励まれるとともに、日ごろの業務においても業務遂行の手引きとして活用されることを期待しています。

建築士法第27条の2第7項に基づく  
開設者・管理建築士のための  
建築士事務所の管理研修会テキスト

## 建築士事務所の 経営と展望

### 目次

#### 第1章 建築士事務所の責務と業務

- 1 建築士事務所の責務と倫理／2 設計・監理業務の基本的な流れと変化への対応

#### 第2章 これからの建築士事務所経営

- 1 建築士事務所と建設市場をめぐる課題／2 事務所経営の課題

#### 第3章 建築士事務所の業務の新しい動向

- 1 変化する社会的ニーズ・期待／2 安全安心への取り組み／  
3 環境配慮への対応／4 建築ストック活用／5 まちづくり

#### 第4章 トラブル対応とリスク管理

- 1 建築士事務所のトラブルとリスク／  
2 トラブルをめぐる法的責任・専門家責任等／3 トラブル・リスクへの対応方法／  
4 トラブル事例と回避・対応のポイント／5 建築士事務所賠償責任保険

#### 法令編 建築士事務所の運営管理に関する法令事項

- 1 建築士事務所の運営管理／2 プロジェクト業務の運営管理／  
3 建築士事務所の労務・財務／4 罰則等

# 建築士法第27条の2第7項に基づく 開設者・管理建築士のための 建築士事務所の管理研修会

## ■管理研修会の趣旨

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に行ううえで把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、新規に事務所登録する際、また5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としています。

## ■管理建築士にとって

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。

## ■建築士でない開設者にとって

法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となります。

## ■管理研修会の意義と受講イメージ



### ■お問い合わせ

一般社団法人 群馬県建築士事務所協会

〒371-0846 前橋市元総社町2-23-7

TEL : 027-255-1333 FAX : 027-255-1066

URL : <https://www.sekai-gunma.jp>

